

法人外秘

介護職員等処遇改善等 に関する規程

社会福祉法人 福桜会

(令和6年6月1日 改訂版)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福桜会（以下「法人」と言う。）の給与規定における処遇改善手当及び調整一時金として、介護職員等処遇改善加算制度に関する事項を定めるものである。

(職員の定義)

第2条 この規定に定める職員とは、社会福祉法人福桜会と雇用契約を締結し従事している者をいう。

第2章 介護職員等処遇改善加算

(支給対象者)

第3条 介護職員等処遇改善加算の支給対象者は、介護職員等処遇改善加算制度に定める対象職員とする。

(支給方法)

第4条 介護職員等処遇改善加算は、原則として、処遇改善手当として毎月給与にて支給し、かつ下記（配分方法）に該当する項目を支給する。なお、当該加算の収入額よりも処遇改善手当として支給した額に不足がある場合は、算定最終月にて一時金としてその差額を支給する。

(算定期間)

第5条 介護職員等処遇改善加算の算定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(配分方法)

第6条 介護職員等処遇改善加算の介護職員への配分方法は、原則として以下の順で行うものとする。

- (1) 処遇改善加算見込額の算定
- (2) 処遇改善配分ルール（表1）、並びに職員ごとの労働時間の実績等を考慮して、職員別の配分額を決定する。

2 「毎月の支給分」等は、以下の手当等とする。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 処遇改善手当 | 別表1の処遇改善配分ルールに基に算出 |
| (2) 早番手当 | 1,000円/日 |
| (3) 遅番手当 | 1,000円/日 |
| (4) 祝日勤務手当 | 1,000円/日 |

(5) 準職員の7月及び12月の賞与

(6) 職員の昇給分(9月～翌3月)

3 最終算定月において支給額の調整額を一時金として支給する。

4 年度の途中で退職及び月の途中で採用または退職、欠勤等した場合には最終算定月の一時金は支給しない。但し、年次有給休暇及び特別休暇についてはこの限りではない。また、年度途中で採用者については、勤務期間・時間に応じて支給する。

第3章 その他

(在籍の限定)

第7条 これらの加算金、補助金は、支給日当日に在籍していない職員については支給しない。

(その他)

第8条 この規程は、厚生労働省の「介護職員等処遇改善加算制度」が終了した場合、その廃止された制度については、同時に廃止するものとする。

2 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

【附 則】

平成30年4月1日	施行
令和元年10月1日	一部改定
令和4年3月1日	一部改定
令和6年3月1日	一部改定
令和6年6月1日	一部改定